

徳川林政史研究所所蔵絵図目録 三

解題

本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する絵図のうち、伊勢国・志摩国に関連する一六一点を収録するものである。本研究所所蔵の絵図については、すでに尾張国の分が「徳川林政史研究所所蔵絵図目録一」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五七年度所収）、また美濃国の分が「徳川林政史研究所所蔵絵図目録二」（同『研究紀要』昭和六一年度所収）として、それぞれ目録化されている。

本目録は、これらにつづくものであるが、以下本目録に収録された絵図の由来、概要、特徴などを簡単に解説しておくたい。

一 伊勢国・志摩国絵図の由来

まず、伊勢・志摩両国の絵図について、その由来をみておきたい。当研究所所蔵の「史料目録(九)」の目次には、

名古屋税務監督局記録	昭和六、八、二五到 _{著分}
愛知県分	〃 六、七、二一到 _{著分}
同 地上	七頁ヨリ一二頁マデ
同 地図	一三頁
岐阜県絵図	一五頁
同 三重県分	一六頁

同 地図	一七頁
長野県分	一八頁
雑部	一九頁

同 上 昭和四年十月調査目録

(以下略)

という記述がみられる。愛知・岐阜・長野各県の史料・絵図(地図)とともに三重県分の史料・地図が名古屋税務監督局記録として、昭和六年七月二一日と同年八月二五日に当研究所に到着したことが知られるのである。

そこでこの目録の三重県に該当する頁をみると、

三重県(書籍)

廿四号 旧県々租税方法申送帳 明治

卅九号 度会郡槌柄浦旧記証書之写

三重県

一号一七 村絵図面(廿壹枚) 天保七年

一号一三 地所境界争論現場 絵図面(八枚) 宝永・安政・明治
飛地組換

一号一四 三重県地図 二十五枚 寛文・安政

村絵図面 十三枚 天保九年

六〇号 御裁許裏書絵図写シ 安永二年

六〇号 津田七等属殿書付(公事)

という記事がある。頭部の号数が何を意味するのかわ不明であるが、このとき送られてきた三重県分の史料とは、書籍、絵図、地図類および書付であったことが知られる。

さて、当研究所にはこの「史料目録」とは別に昭和六年七月「徳川家へ引渡ニ係ル古文書目録」という目録がある。年月からみて、この目録は先の名古屋税務監督局記録が当研究所に移管されたさいに作成されたものと思われる。このうち、三重県の部分についてみると、

三重県(袋入図面)

番号	員数	年号
九 二五	一志郡藤方村・安濃郡古川村・刑部村合併・塔世村・下部田村合併・八幡町・阿拝郡全・員弁郡高柳村論地・多気郡行部村・八木戸村・第八大区一ノ小区市街地・岩田村宅地等級・第六大区一ノ小区亀山西町・一志郡大島村・稲葉郡村耕地・長島新田地先両新開村・船子村絵図面	寛文八年 安政三年
一三 八	飯高郡橋本村・多門村論地・家野村・柏野村組換地・員弁郡高柳村・下笠田村論地・飯野郡桃取村・答志村論地・図外書類二冊	宝永二年 安政三年 明治十六年
一七 二一	答志郡堅子村始メ二十ヶ村村絵図面	天保七年
四 二三	英虞郡和具村始メ十三ヶ村々絵図面	天保九年

という記載がみられる。この番号と年代を先の「史料目録(九)」の各史料とを比べてみると、両者は一致しており、同一の史料を対象としたものであることが確認される。

そこで、これら二つの目録と、本目録とを比べると、たとえば、両目録の九番のうちの「第六大区一ノ小区亀山西町」の絵図は本目録の請求番号〔伊勢鈴鹿一〕にあたるものであり、一三番の「家野村・柏野村組換地」の絵図は同じく〔伊勢飯高二〕にあたる。また、同じく一三番の「員弁郡高柳村・下笠田村論地」の絵図は〔伊勢員弁五〕にあたり、両目録で四番・一七番として一括されている絵図は、それぞれ本目録の志摩国英虞郡・答志郡のものに該当する。すなわち、本

目録に収められた伊勢・志摩両国の絵図とは、昭和六年に名古屋税務監督局記録として当研究所に移管されたものが含まれていることが確認されるのである。

しかし、両目録と本目録とは必ずしもすべて一致するわけではない。

それは、絵図の総点数をみると、「史料目録(九)」が六八八点、「古文書目録」が六七七点であるのに対し、本目録が一六一点と二倍以上の点数に及んでいることから明らかである。この理由として、一志郡南出村他の飛地組換略図〔伊勢一志二〕や、朝明郡村々の論地絵図〔伊勢朝明一〕など、絵図が現存しているにもかかわらず両目録に記載のないものが多数あること、また、「勢州桑名郡加稻山九郎次受叟場絵図」〔伊勢桑名四〇〕の、紙背に「名古屋市西区船入町一ノ八安藤次郎氏所蔵原図ニ拠リ騰写校了、昭和十四年六月八日、大脇鏡三郎」という記述がみられ、明らかに昭和六年の移管後に騰写された絵図も含まれていることがあげられる。

一方、これとは逆に、両目録所収の九番「一志郡藤方村」、二三番「桃取村・答志村論地」の絵図など、移管されたことが記録されているにもかかわらず現存していない絵図も若干みられる。

以上のことから、本目録所収の絵図とは、昭和六年に移管された名古屋税務監督局記録の大部分と、これ以外の時期に他の系路を経て入手した絵図によって構成されたものであるといえるのである。

二 本目録所収絵図の概要

次に、本目録所収の伊勢・志摩両国の絵図の概要をみておきたい。全一六一点の内訳は、伊勢国一二四点、志摩国三七点となっているが、これを郡別にみると(次頁図参照)、伊勢国は朝明郡一、安濃郡六、安芸・安芸両郡にまたがるもの一、飯高郡二四、一志郡一一、員弁郡六、河曲郡一、桑名郡六九、多気郡二、鈴鹿郡一、三重・鈴鹿両郡にまたがるもの一、

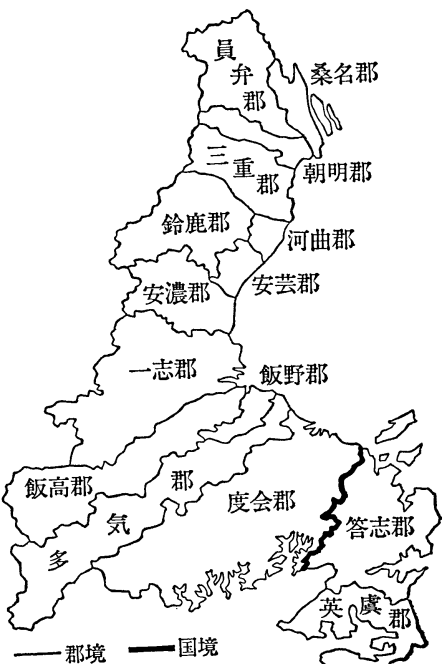
渡会郡一、志摩国は英虞郡二三、答志郡二四となっている(以上、点数の数え方は、綴の分は一枚一点とし、袋は点数に加えていない)。

年代の判明する絵図のうち、古いものは、寛文四年(一六六四)の「鈴鹿川井水論裁許絵図、安永二年写」〔伊勢河曲一〕、寛文七年の「員弁郡高柳村・下笠田村河原論所絵図」〔伊勢員弁一〕、天和元年(一六八一)の「英虞郡畔名村村絵図」〔志摩英虞七〕、宝永二年(一七〇五)の「安濃郡多門村・安芸郡椋本村村境争論済口絵図」〔伊勢安濃五〕である。このほか、年代的に明らかに近世において作成されたことがわかる絵図は一四点あるが、その他大部分は近代のものである。

内容的には、近世・近代の村絵図が最も多く、八五点と全体の五四%を占めるが、以下、明治期の地字・等級絵図(耕地図)が三一点、飛地組換図が一二点、論所・済口および関連絵図が九点、町絵図・市街図が八点、輪中絵図が三点、河川関係絵図・郡内村々絵図・悪水村々絵図・村境絵図が各二点、用悪水絵図・荒地絵図・地割図・町地割坪数請人書上絵図・個人受叟場絵図が各一点となっている。

全体として、村絵図を中心とした土地関係の絵図群ということができよう。

伊勢国・志摩国郡域図



三 本目録所収絵図の特徴

以上、本目録所収の絵図群の由来と概要を記してきたが、最後に本絵図群の特徴についてまとめておくことにしたい。

第一は、本絵図群の史料的价值ともかかわるものであるが、志摩国の村絵図の一部に、明治期に裁判所の判事によって閲覧された形跡があることである。すなわち、英虞郡和具村〔英虞一〕・布施田村〔英虞二〕をはじめ、答志郡の坂手村〔答志一〕・菅島村〔答志五〕・堅神村〔答志八〕・桃取村〔答志二二〕・答志村〔答志二二〕・河内村・堅神村〔答志二二〕の各絵図には、「明治十六年四月二十六日安濃津始審裁判所山田支庁判事補石河光嶽閣」〔ただし布施田村は二月二四日〕という記載がみられる。このうち桃取村の絵図には、「明治十六年十一月廿七日名古屋控訴裁判所判事近藤秀寛閣」という記述もみられる。また、布施田村絵図には、「乙第十四号明治十年八月三日東京上等裁判所判事伊藤謙吉」という記載もみられる。これらの村絵図が明治期に各レベルの裁判所の判事の閲覧をうけていたわけである。このことは当時これらの絵図が公文書として重要な役割をはたしていたことを示すものである。本絵図群の史料的价值を裏づける記載といえよう。

第二は、これも志摩国村絵図についてであるが、同絵図をみると、浜島村〔英虞五〕、甲賀村〔英虞六〕、畔名村〔英虞七〕、立神村〔英虞九〕、迫子村〔英虞一〇〕、塩屋村〔英虞一一〕、松山路村〔英虞一二〕、下之郷村〔答志三三〕、沓掛村〔答志四四〕、恵利原村〔答志七〕、的屋村〔答志一〇〕、迫間村〔答志一一〕、築地村〔答志一二〕、国府村〔答志一三〕、五知村〔答志一四〕、千賀村〔答志一五〕、堅子村〔答志一六〕、松尾村〔答志一七〕、三ヶ所村〔答志一八〕、渡鹿野村〔答志二〇〕、河内村・堅神村〔答志二二〕の計二二点に多くの付札がはられている。

付札の内容は、

小田 下々田老畝歩 享保七寅年新開(恵利原村)

かた谷 新田下々田式畝拾五歩 分米式斗 延宝八年開発 是者宝永四年亥年津浪ニ而破損仕御見分之上御免定ニ而御引破為成下候場所(堅子村)

道之上此所荒地六ヶ所(松尾村)

といったものである。

いまこの付札について答志郡渡鹿野村(文化二年改)の凡例の部分を見ると、

一 高六拾五石九斗八升五合

内高式石七斗七升五合

右者下々田畑さげ札之分

残而六拾三石式斗壹升

右之通本田・新田畑共其場へ付札仕候、尚又新田之儀者年曆書記し差上申候、以上

と、絵図の中の本田・新田畑に付札したという記載がみられる。また、英虞郡畔名村(天保九年)の凡例の末尾にも、

右之通本田・新田畑共其場所江附札仕候、猶又新田畑之儀者年曆書記し差上申候、以上

天保九戌年

と、同様の文言がみられる。さらに、国府村の凡例には、

覚

一 高千三百六拾九石七斗三合

内百拾五石壹合 夫米引

四斗五升 ●辰浪荒引

残高千式百五拾四石式斗五升式合 本田畑
古新田

村方弁高共
庄屋式人引方も入

一 高四拾壹石五斗六升四合 新田畑浪荒
無根付共

此訳

貳石四斗六升壹合 ● 已改浪荒

拾石貳斗七升九合 ▲ 当無根付

貳拾八石八斗貳升四合 ■ 新田畑生高

ノ

右之通別紙絵図江付札仕目印を付申候、猶又本田畑之場所者付札無之分不残本田畑ニ御座候、以上

天保七年申六月

志州答志郡

国府村

と記されており、新田高・荒引分の付札が目印とともに絵図に付されていることが知られる。以上の諸例から、付札の主たる関心は本田・新田の区別、また不作地の確認にあったことがうかがえるのである。

そしてこれらの区別はほぼ元禄期をさかいとして行われたものと思われる。たとえば、安乗村村絵図〔答志六〕の凡例の末尾には、

右之通元禄八年亥八月迄御改相濟書上候後新田畑開発之場所無御座候、以上

と、元禄期以降新田畑の開発が行われていないことが記されている。

また、河内村・堅神村絵図〔答志二三〕には、

表書絵図勢州・志州御国境我々村之分御境目少し茂無相違注差上ケ申候、万一相違之儀注候者我々共何様之曲事ニも可被仰付候、

為其裏書仕差上ケ申候、以上

志摩国答志郡河内村

庄屋

三郎左衛門印

(河内村・堅神村村役人九名略)

志摩国答志郡堅神村

庄屋

兵四郎[㊤]

(堅神村村役人三名略)

元禄十一年寅七月十三日

右之通村絵図元禄拾壹年相改差上申候処、此度新田畑并川筋往來等切替印差上申候、以上

天保七年申六月

と、元禄十一年に作成した村絵図を基礎として、新田畑・川筋・往來など変化した部分について書き上げたことが記されている。志摩国の天保期における村絵図作成の意図はこのあたりにあるといえよう。

本絵図群の特徴の第三として、論所・裁許絵図の存在があげられる。これらはずべて伊勢国のものであるが、内容的に最も古いものは、寛文四年の「(鈴鹿川井水論裁許絵図)、安永二年写」〔河曲一〕である。これは裏書によれば、伊勢国川曲郡大河井村と同郡寺井村との鈴鹿川渇水時における井口取り付け場所をめぐる争論の結果作成されたものであるが、「以来寺井方之井せきより下三拾間迄ハ掘り上ルともそれより上へハ掘り上ルへからず」という裁許が、幕府老中阿部豊後守忠秋ほか八名によって下されたことが知られる。

これにつづくものは、寛文七年「(員弁郡高柳村・下笠田村河原論所絵図)」「(員弁一)」である。絵図の裏書に、

勢州員弁郡之内下笠田村と同郡高柳村論所之事下笠田々申候者大西川原と申高之内之由、高柳村々ハ五反田島古川成と申高四拾八石六斗貳升之所之由、依其檢使之上遂詮儀候、高柳村之者申所分明也、為後鑑絵図裏書出置之候、向後下笠田村々手指候へ、可為曲事者也

寛文八年申ノ三月廿日

とあるように、高柳・下笠田両村の土地争論があり、検使の結果高柳村の申し分が認められ、同村の土地となったことが知られる。

つづいて宝永二年の「(安濃郡多門村・安芸郡椋本村村境河原争論済口絵図)」「(安濃五)」がある。この絵図の裏書には、

高柳村
庄屋・百姓中

新井三郎左
安見小右
都筑善太
志知平右
小寺小太
河合小太

椋本村・多門村領境川原争論ニ付書紙ニ而相済申覚

一 今度多門村に致誓紙領境を究、傍示上一ヶ九之境を限裏書絵図之通、左者椋本村領、右者多門村領に相究申事、右傍示塚九つ之内一二五七九之境塚と双方扣塚と各見通シ如絵図之間数方角改扣塚に炭を埋、印柳植置候事

右者境塚川原ニ而候故為以来之扣塚致双方に如此之絵図取かわせ申所如件

宝永二酉年八月十二日

多門村年寄藤左衛門
同 平三郎
同村 庄や多兵衛
椋本 年寄弥三郎
同 四郎左衛門
同 忠左衛門

同 八右衛門
同村 庄や五左衛門
同 源右衛門
草生村 庄 八
忍田村 九右衛門
戸島村 喜兵衛
岡本村 平三郎

とある。すなわち村境争論の河原に九つの傍示塚を建てることによって椋本村・多門村の村境が確定されたことが知られるのである。

さて、幕末期になると、再び員弁郡の高柳村と下笠田村との間で土地をめぐる争論がおこっている。安政三年「(伊勢国員弁郡高柳村・下笠田村出入済口絵図)」「(員弁五)」の裏書によれば、この争論は弘化二年(一八四五)九月に高柳村が下笠田村を相手として出訴したものであった。両村は論地をそれぞれ字村前・字中河原とよび権利を主張し合ったが、論地は高柳村のもの、その代地として一四五〇歩を下笠田村が高柳村から受け取ることと和談が成立し、弘化四年五月に仮規定書と絵図面が交換されたことが記されている。「(員弁二)」の二点の絵図、および「(員弁三)」の絵図はこのときに関連して作成されたものと思われるが、安政三年(一八五六)二月になって、この取りきめがあらためて確認されたわけである。

その後、明治に入って朝明郡六ヶ村の間で争論がおこり論地図(「朝明一」)が作成されているが、この一件についての経緯は現在のところ不明である。

以上、絵図の中の争論関係のものについて年代順にみてきたが、今後は他の史料と比較・検討することによって、これら争論の実態および絵図に記載されている内容がより正確に把握されるものと思われる。

以上、本目録所収の伊勢・志摩両国に関する絵図を概観し、その特徴について述べてきた。今後は、絵図そのものについての研究をいっそう深めることももちろん、当研究所をはじめ三重県その他に現存する関連史料の調査・研究が行われなければならない。これらの作業を通じて絵図のもつ史料的价值はより確かなものになるといえよう。

本目録および目録所収の絵図が、今後さまざまな形で利用され、研究の発展に資するところがあれば幸いである。

(大石 学)

凡 例

- 一 配列は郡別・村別とし、いずれも五〇音順に並べ、同一村の絵図については年代別に並べた。
- 一 表題は原題に従ったが、無表題のものや補題の必要なものは（ ）でこれを補った。
- 一 作成者・差出・宛所は、「甲↓乙」で示した。
- 一 成立年月日の記載を欠く史料については、絵図の様式、凡例の異同から年代が推定できるものは（ ）内にその年代を記したが、不可能なものは空欄とした。
- 一 合綴史料、袋に一括されていた史料などについては、二字下げでその内容を記した。
- 一 大きさはセンチメートルで表わした。
- 一 旧漢字・異体字は、すべて常用漢字になおした。

目次

伊勢国	
朝明郡	一五
安濃郡	一五
安濃郡・安芸郡	一六
飯高郡	一六
一志郡	一八
員弁郡	一九
河曲郡	二〇
桑名郡	二〇
多気郡	二五
鈴鹿郡	二五
三重郡・鈴鹿郡	二五
渡会郡	二六
志摩国	
英虞郡	二六
答志郡	二七

徳川林政史研究所蔵絵図目録 三

表題〔差出・作成者↓宛所〕

年月日 寸法 点数 史料番号

伊勢国

朝明郡

朝明郡永井村・竹成村・西村・市場村・中野村・小牧村地元不到然之〔明治〕

28 × 41 一 一

図〔竹成・永井・西村他三方村論地図〕

安濃郡

宅地等級色分之図 第八大区二之小区岩田村

〔明治〕 26 × 55 一 三

第八大区巷小区市街地総図、陸軍管轄地

〔明治〕 64 × 80 一 一

(安濃郡塔世村・下部田村耕地図)	(明治)	115	×	181	—	四一
(安濃郡塔世村・下部田村耕地図)	(明治)	114	×	184	—	四二
(安濃郡古河村・刑部村耕地図)	(明治)	77	×	92	—	二一
(安濃郡古河村・刑部村耕地図)	(明治)	71	×	80	—	二二

安濃郡・安芸郡

(安濃郡多門村・安芸郡椋本村村境河原争論濟口絵図)	裏面に多門村	宝永三年八月三日	72	×	118	—	五
庄や多兵衛、同年寄藤左衛門・平三郎、椋本村庄や五左衛門							
門・源右衛門、同年寄弥三郎・四郎左衛門・忠左衛門・八右衛門、草生村庄八、丑田村九右衛門、戸島村喜兵衛、岡本村							
平三郎の連署・濟口文言あり							

飯高郡

(飯高郡家野村・柏野村・大飼村組換略図綴)	六点一綴						二
伊勢国飯高郡家野村飛地柏野村江組換略図	(明治)	40	×	47	—		
伊勢国飯高郡家野村飛地柏野村江組換略図	(明治)	40	×	47	—		
伊勢国飯高郡家野村飛地柏野村江組換略図	第拾壹区飯高郡柏野						

村

伊勢国飯高郡犬飼村飛地家野村江組換ノ略図	(明治)	40	×	47	—	
伊勢国飯高郡犬飼村飛地家野村江組換之略図	(明治)	40	×	47	—	
伊勢国飯高郡家野村飛地犬飼村江組換ノ略図	(明治)	40	×	47	—	
伊勢国飯高郡家野村飛地犬飼村ニ組換之略図	(明治)	40	×	47	—	
飯高郡上川村全地略図	三千分之卷	69	×	117	—	六一
飯高郡上川村全地縮図	略三千分之卷	76	×	120	—	六二
伊勢国飯高郡大河内村全地縮図	概三千分之卷	55	×	117	—	七
飯高郡久保村全略図	概三千分之卷	45	×	105	—	三
飯高郡久保村全地縮図		77	×	123	—	八
飯高郡下村全地縮図		57	×	107	—	九一
飯高郡下村(絵図)		55	×	118	—	九二
飯高郡田原村(絵図)		55	×	81	—	一〇一
伊勢国飯高郡田原村(絵図)		55	×	81	—	一〇二
飯高郡広瀬村実況取調地図面		75	×	79	—	一一一
飯高郡広瀬村図面		56	×	81	—	一一二
(松坂城下絵図)		54	×	86	—	一一三
第九区松阪市街・町廻り・町作・他村境界図袋	四点一袋入					

三重県下飯高郡松坂之図 凡例付紙共

(明治) 28 × 41

三重県下飯高郡松坂之図

(明治) 28 × 41

松坂城下絵図

(明治) 41 × 56

松坂城下絵図

(明治) 25 × 78

飯高郡矢津村全地略図

(明治) 55 × 78

飯高郡矢津村実形取調地図

(明治) 55 × 78

一 志 郡

新道敷込図面(第拾四区伊勢国一志郡大島村絵図) 一部欠

(明治) 22 × 39

(一志郡八幡町絵図)

(明治) 29 × 40

(一志郡八幡町絵図)

(明治) 29 × 40

(一志郡一色村・島村境界図)

(明治) 38 × 23

(一志郡庄田村・森村境界図)

(明治) 26 × 72

(一志郡南出村他七カ村飛地組換図綴) 六点一綴

(明治) 28 × 38

伊勢国一志郡南出村・中ノ村飛地組換ノ略図

(明治) 28 × 40

伊勢国一志郡中ノ村飛地上ノ村江組換ノ略図

(明治) 28 × 40

伊勢国一志郡福田山村・城立村・小杉村飛地組換ノ略図

(明治) 28 × 40

伊勢国一志郡中ノ村飛地佐田村江組換略図
伊勢国一志郡坂内村・上ノ村飛地組換ノ略図
伊勢国一志郡佐田村・上ノ村飛地組換ノ略図

(明治) 32 × 44
(明治) 32 × 44
(明治) 32 × 44

員 弁 郡

(員弁郡高柳村・下笠田村河原論所絵図) 裏面に寛文八年三月二〇日 寛文七年二月朔日

寛文七年二月朔日 78 × 87

付の裁許文言の写あり

川替絵図写(高柳村付近) (↓坂野喜六郎)

寛政元年二月二〇日 31 × 42

(伊勢国員弁郡高柳村・下笠田村出入濟口絵図) 裏面に濟口証文あり

安政三年二月 128 × 149

〔訴訟方松平下総守領分員弁郡高柳村庄屋瀬木新左衛門、

年寄松原小右衛門、百姓代利右衛門、小前惣代善左衛門、相

手方松平越中守領分員弁郡下笠田村庄屋多湖紀三郎、組頭和

波儀右衛門・同忠治、小前惣代庄助、扱人桑名郡江場村庄屋

水谷治郎八、同員弁郡上笠田村庄屋富永久左衛門、同同郡笠

田新田二井藤吉郎、同桑名御城下京町忠兵衛、同朝明郡永井

村庄屋藤波左右衛門、同員弁郡中上村庄屋藤谷伝之右衛門、

同同郡北大社村庄屋木村柳太郎、同同郡大泉村庄屋富永藤兵

徳川林政史研究所所蔵絵図目録 三

衛、同郡大木村庄屋藤田嘉太郎↓

古絵図扣写 (高柳村周辺図) (↓勘定所)

(員弁川高柳村・下笠田村論地絵図) (笠松支配所扱人伝右衛門・清太

郎代兼永井村柵右衛門、訴訟方高柳村庄屋兵内、差添人善右

衛門、相手方下笠田村庄屋常三郎、差添人庄助↓

当時有姿之図 (員弁川高柳村地内論所場所図)

未(弘化四年)三月元日 55 × 75 一 三

弘化四年 四月 28 × 39 一 三三

27 × 60 一 二一

河曲郡

(川曲郡大河井・同郡寺井方水論裁許絵図写) 裏面に彦右衛門・豊

寛文四年六月 四日 109 × 157 一 一

前・大隅・長門・甲斐・河内・大和・美濃・豊後の連署裁許

文言あり、安永二年八月御裁許裏書絵図写シ入、川曲郡上箕

田村・中箕田村・堀江村・下箕田村の袋とも

桑名郡

(桑名郡絵図)

(明治) 40 × 120 55 × 126 一 一 六一

(桑名郡油島新田絵図)

(桑名郡油島新田絵図)

(明治) 40 × 55 一 一六二

桑名郡猪飼村全図

(明治) 78 × 83 一 三六一

(桑名郡猪飼村字等級絵図)

(明治) 80 × 82 一 三六二

(桑名郡和泉新田地割絵図)

(明治) 38 × 53 一 四三一

(桑名郡和泉新田絵図)

(明治) 42 × 59 一 四三二

(桑名郡和泉新田周辺用悪水絵図)

(明治) 41 × 56 一 四三三

(桑名郡和泉新田荒地・取下場色分絵図) (滝川小右衛門代官所伊勢国

47 × 83 一 四三四

桑名郡和泉新田庄屋六兵衛、年寄伝右衛門、百姓代加兵衛

↓

(桑名郡和泉新田絵図)

(明治) 42 × 30 一 四三五

(桑名郡和泉新田全図概子 凡例付紙あり

(明治) 27 × 40 一 二七一

(桑名郡和泉新田耕地等級書上絵図)

(明治) 40 × 56 一 二七二

(桑名郡小山村耕地等級書上絵図)

(明治) 27 × 38 一 二八一

(桑名郡小山村略図

(明治) 55 × 67 一 二八二

(桑名郡新田略図面 (耕地等級書上絵図)

(明治) 40 × 55 一 二八一

(桑名郡新田略図)

(明治) 27 × 38 一 二八二

(桑名郡香取村略図

(明治) 54 × 78 一 二八三

桑名郡香取村略図

27 × 40 一 三

(桑名郡金回村絵図)	(明治)	54	×	80	一	一三一
(桑名郡金回村田畑等級書上絵図)	(明治)	40	×	54	一	一三一
(桑名郡上深谷部村絵図)	(明治)	56	×	81	一	一三三
(桑名郡加路戸輪中絵図)	(明治)	31	×	43	一	七一
(桑名郡加路戸輪中絵図)	(明治)	31	×	43	一	七一
(桑名郡北猪飼村字等級絵図)	明治二年二月	62	×	76	一	三六三
(桑名郡北猪飼村絵図)	(明治)	78	×	82	一	二六
(桑名郡江内村耕地図)	(明治)	40	×	55	一	一九一
(桑名郡江内村耕地図)	(明治)	40	×	55	一	一九一
(桑名郡古野村耕地絵図)	(明治)	79	×	82	一	三四一
(桑名郡古野村耕地等級書上絵図)	(明治)	55	×	71	一	三四一
(桑名郡下野代邸耕地図)	(明治)	28	×	40	一	九
(桑名郡下野代村絵図)	(明治)	28	×	79	一	三二
(桑名郡杉江村耕地図)	(明治)	28	×	40	一	一〇
(桑名郡多度村田畑等級絵図)	(明治)	39	×	83	一	一七一
(桑名郡多度村地字書上絵図)	(明治)	55	×	79	一	一七二
桑名郡力尾尾村図面	(明治)	65	×	71	一	一八一
(桑名郡力尾尾村絵図)	(明治)	68	×	72	一	一八二

桑名郡戸津村略図

正徳二辰年 享保十五年迄十九年間長島新田墨引絵図扣

(桑名郡長島村内字等級絵図)	(明治)	25	×	35	一	三九
(桑名郡西方邸耕地等級絵図)	(明治)	27	×	40	一	二二一
三重県伊勢国桑名郡西方村絵図	(明治)	80	×	131	一	二二二
西新開横溝蔵悪水東一円村々図(松蔭新田・常盤新田・井沢新田・松		105	×	137	一	四
吉新田・老松新田・寿永野新田・住吉新田)		75	×	115	一	六
西新開横溝蔵悪水西一円村々図(富栄新田・松高新田・服部新田・真		75	×	115	一	六
桃新田・土吉新田)						
(桑名郡西平賀村耕地絵図)	(明治)	78	×	82	一	三三一
(桑名郡西平賀村耕地等級絵図)	(明治)	27	×	39	一	三三二
(桑名郡播磨村絵図)	(明治)	41	×	110	一	三六一
(桑名郡播磨村耕地等級絵図)	(明治)	28	×	94	一	三六二
東新開源緑輪中一円図(白鷺新田・源緑新田・松永新田・藤里新田・		82	×	136	一	五
稲賀新田)						
(第三大区六小区伊勢国桑名郡東対海地新田地割絵図)	(明治)	76	×	80	一	四一
(桑名郡東殿名村絵図)	(明治)	54	×	81	一	一一
(桑名郡東平賀村絵図)	(明治)	80	×	83	一	二〇

(桑名郡東汰上村耕地等級絵図)	(明治)	38	×	53	一	二九
(桑名郡肱江村等級絵図)	(明治)	27	×	38	一	二七
全図(桑名郡福豊新田)	(明治)	67	×	84	一	一四
(三重県下桑名郡福永村絵図)	(明治)	80	×	83	一	一五
(桑名郡又木村絵図)	明治二四年 二月	54	×	81	一	二三
千種清右衛門御代官所勢州桑名郡松長新田絵図		41	×	58	一	三一
千種清右衛門御代官所勢州桑名郡松長新田絵図		41	×	58	一	三一
(桑名郡松之木村絵図)	(明治)	28	×	40	一	八一
(桑名郡松之木村耕地等級書上図)	(明治)	28	×	35	一	八一
(桑名郡御衣野村耕地等級絵図)	(明治)	28	×	80	一	三五二
(桑名郡御衣野村耕地等級絵図)	(明治)	28	×	78	一	三五二
(桑名郡御衣野村耕地等級絵図)	(明治)	55	×	77	一	三五二
絵図面桑名郡袖井村		78	×	82	一	三五二
桑名郡葎ヶ須新田絵図(耕地等級書上)	(明治)	27	×	40	一	三三一
(桑名郡葎ヶ須新田耕地等級絵図)	(明治)	27	×	40	一	三三一
(桑名郡葎ヶ須新田絵図)	(明治)	64	×	79	一	三三三
(桑名郡東対海地新田・小林新田・小和泉新田絵図下書)(濃州笠松絵 図師利兵衛、東対海地新田庄屋松五郎、同所百姓代九郎左衛 門、小林新田庄屋、小和泉百姓代庄次郎・同所百姓代新四 郎、小和泉新田庄や儀左衛門、同所金蔵↓)		84	×	122	一	三三

(桑名郡加稻山九郎次受葎場絵図写)、昭和一四年六月八日写		44	×	62	一	四〇
------------------------------	--	----	---	----	---	----

多気郡

(元吹上県管轄所多気郡八木戸村絵図)(庄屋小竹藤兵衛、年寄植村慶 蔵、百姓代久世峯蔵↓)	明治 五年 二月	57	×	80	一	二
(元吹上県支配所多気郡行部村絵図)(庄屋東村猪作、年寄喜多与惣左 衛門、百姓代喜多久蔵↓)	明治 五年 二月	40	×	83	一	一

鈴鹿郡

(第六大区一之小区亀山西町地割坪数・名請人等書上絵図)	(明治)	43	×	123	一	一
-----------------------------	------	----	---	-----	---	---

三重郡・鈴鹿郡

(三重郡・鈴鹿郡村々絵図)		92	×	96	一	一
---------------	--	----	---	----	---	---

渡会郡

(渡会郡山田川附近絵図)

55 × 139
— 一

志摩国

英虞郡

(英虞郡畔名村村絵図) 袋共 天保九年新田畑書上の付紙あり

天和元年(月)下旬写

58 × 79
— 七

甲賀村絵図目録并隣郷道法方角之覚、袋共

85 × 93
— 六

(英虞郡塩屋村村絵図) 袋共 宝永三年の覚(大庄屋宛高札場間間敷

天保九年

61 × 86
— 二

書上)の付紙あり〔庄屋伝左衛門、肝煎喜兵衛↓〕

志島村絵図 袋共

49 × 67
— 四

志州英虞郡神明浦村絵図

85 × 121
— 八二

志州英虞郡神明浦村絵図 袋共

85 × 121
— 八二

志州英虞郡立神村絵図 袋共

61 × 85
— 九

村絵図(英虞郡名田村) 袋共

59 × 93
— 三

迫子村図 袋共

天保九年六月写

84 × 92
— 一〇

(英虞郡浜島村絵図) 袋共

60 × 85
— 五

(英虞郡檜山路村絵図) 袋共

80 × 83
— 三

布施田村絵図 袋共

83 × 116
— 二

和具村絵図 袋共

110 × 143
— 一

答志郡

(答志郡安乗村絵図) 袋共

天保九年六月

62 × 87
— 六

絵図面安染島村 袋共

天保九年六月

107 × 152
— 二

(答志郡恵利原村絵図) 袋共

天保七年六月

62 × 130
— 七

志州答志郡堅子村絵図 袋共 反別・石高書上の付紙あり〔庄屋為

天保七年六月

82 × 88
— 六

右衛門、肝煎与七↓〕

(神島村絵図袋) 二点一袋入

神島村絵図

天保三年

49 × 68
— 九一

神島絵図

(答志郡杵掛村村絵図) 袋共

天保七年六月

80 × 113
— 四

(答志郡国府村村絵図) 袋共

天保七年六月

64 × 89
— 三

志州御領五知村図 袋共	天保九年六月改写	62 × 108	一	四
(答志郡坂手村村絵図) 袋共	天保七年六月	75 × 111	一	一
(答志郡三カ所村村絵図) 袋共		78 × 86	一	六
(答志郡下之郷村村絵図)		86 × 108	一	三
(答志郡白木村村絵図) 袋共	天保二年正月	43 × 91	一	九
(答志郡菅島村村絵図) 袋共	(庄屋十郎兵衛・同栄吉、肝煎庄助↓)	62 × 87	一	五
(答志郡千賀村村絵図) 袋共		56 × 80	一	五
堅神村絵図 袋共		56 × 60	一	八
(答志郡築地村村絵図) 袋共		81 × 89	一	三
(答志郡答志村村絵図)		84 × 120	一	三
(答志郡迫間村村絵図) 袋共		86 × 122	一	二
村絵図面 松尾村 袋共		82 × 89	一	七
(答志郡的屋村村絵図扣) 袋共		81 × 118	一	〇
(答志郡桃取村村絵図)		78 × 123	一	二
渡鹿野村村絵図 袋共	高書上の付紙あり	60 × 62	一	〇
(答志郡河内村・堅神村村絵図) 袋共	(堅神村庄屋兵四郎・同与兵衛、肝煎善治郎、百姓惣代孫太夫↓)	140 × 153	一	三
	文化三年改			
	天保七年六月			